



鳥取県公報

平成16年 5月 7日(金)
号外第73号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|--|---|
| 規 則 | 保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を 改正する規則 (53) (健康対策課) | 1 |
|-----|--|---|

規 則

==== 公布された規則のあらまし ====

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 1 市町村等が実施する結核予防法による精密検査について、減額して徴収する使用料の額を1人1件につき267円(現行 292円)とすることとした。(別表関係)
- 2 この規則は、平成16年6月1日から施行することとした。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 5月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第53号

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和44年鳥取県規則第21号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|---|-----------|--|---|-----------|--|
| 別表(第4条関係) | | | 別表(第4条関係) | | |
| 区 分 | 金 額 | | 区 分 | 金 額 | |
| 結核予防法 (昭和26年法 律第96号)に よる予防接種 又は健康診断 | 略 精密検査 | 1人1件につき <u>267円</u> ただし、エックス線 直接写真診断を省略し た場合にあっては、165 | 結核予防法 (昭和26年法 律第96号)に よる予防接種 又は健康診断 | 略 精密検査 | 1人1件につき <u>292円</u> ただし、エックス線 直接写真診断を省略し た場合にあっては、165 |

| | | | |
|--|---|--|---|
| | 円 | | 円 |
|--|---|--|---|

附 則

この規則は、平成16年6月1日から施行する。